

プロジェクト リース

項目 第 143 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

## 本資料の目的

1. 本資料では、第 143 回リース会計専門委員会（2024 年 2 月 13 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## セール・アンド・リースバック取引（基本となる会計処理・開示）

### （セール・アンド・リースバック取引の基本となる会計処理）

2. 事務局提案に賛成する。Topic 842 を参考とする本適用指針案の会計処理は理屈が通っていると考えており、これに対して理屈が通っていない会計処理を代替的に認める必要はないと考える。また、国際的な意見発信の観点からも理屈が通っていない会計処理を代替的に認めないことが妥当であると考ええる。
3. 事務局提案に同意する。また、本適用指針案で提案している会計処理は複雑ではないと考えられるため、仮に IFRS 任意適用企業が個別財務諸表で修正を行うことになるとしても適用上のコストは大きくないと考えられる。
4. 日本基準を開発する上で、会計上の考え方が異なるものまでも IFRS 第 16 号に合わせるのには違和感がある。

### （セール・アンド・リースバック取引を金融取引として会計処理する場合の注記）

5. セール・アンド・リースバック取引を金融取引として会計処理する場合について、資産に関する注記を求めることに同意する。しかしながら、負債が有担保の資金調達であるのか無担保の資金調達であるのかの情報は有用であるため、対応する債務に関する注記も求めるべきと考える。
6. 注記事項として当該資産に関して借手に所有権がない旨の記載も求めると有用性が増すと考える。
7. 事務管理の省力化目的のファイナンス・リースについても注記を求める場合、事務負担が増加する。会計処理の提案を変更することは難しいと理解しているが、セール・アンド・リースバックがファイナンス・リースに該当する場合の会計処理は、現行の企業会計基準適用指針第 16 号と同様の処理とすることが望ましいと考える。

**質問1：開発にあたっての基本的な方針（借手の会計処理）****（コメント1-17）**

8. 事務局提案は利子込法が前提となっているように読めることを懸念する。「金融要素が重要である場合」ではなく、「使用権資産総額の重要性が乏しいと認められる場合を除き」金融要素を考慮するとした方が本会計基準案等の本文と整合すると考える。
9. 単一の会計処理モデルを採用したことの結論が重要であると考え、単一の会計処理モデルの仕組みについては「すべてのリースには金融要素が含まれており」というように短く表現することが良いと考える。
10. リースをオンバランスかつ分割払いすることにより利息が発生すると考えており、「金融要素」という表現には違和感がある。
11. 金融要素という文言に違和感があるということであれば、時間価値を考慮するという文言に修文することを検討することも考えられる。

**質問5：リースの定義及びリースの識別****（コメント5-17）**

12. IFRS 第16号の表現から変更することにより意図しない帰結となることはないと考え、我が国の会計基準として分かり易い表現に変更することを再度検討いただきたい。

**（コメント5-20）**

13. 3つの当事者が関与する設備のリース取引において、サプライヤーという表現が供給者を意味することはないため、その旨を結論の背景等で記載する方が良いと考える。

**質問8：リース開始日の使用権資産及びリース負債の計上額****（コメント8-4）**

14. 外貨建てのリース負債について振当処理の対象の範囲内とする事務局提案に同意する。しかしながら、フラット為替のように交換元本がないようなヘッジ手段を想定していないことを明確化する必要がある。また、利息相当額を控除するリース負債に関する振当処理は通常の振当処理と異なる点があるため、現状の定めと齟齬が生じないかの確認が

必要であると考え。さらに、適用に関連して予定取引の「実行される可能性が極めて高い」という閾値が求められるのかについても明確化することが必要と考える。

**(コメント 8-5)**

15. 借手による購入オプションの行使条件として割安購入選択権に関する記載を残した上で、それ以外の要因も考慮して合理的に確実であるリースかどうか判断すると記載する方が本適用指針案 BC61 項の記載と整合すると考える。

**質問 12：利息相当額の各期への配分****(コメント 12-9)**

16. 一般的な重要性に関して結論の背景等に記載することは、重要なリースのオンバランスを促進することになり、簡素で利便性の高い会計基準の開発する趣旨に沿うことになると考える。

**質問 14：リースの契約条件の変更及びリースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直し****(コメント 14-6)**

17. 資産除去債務の見積りの変更時の会計処理を参考としてコメントへの対応（案）に記載することは有用であると考え。

**(コメント 14-8)**

18. 事務局対応案に同意する。本会計基準案第 40 項の表現は借手のリース期間の見直しの頻度が多くなる可能性があるため、例えば解約不能期間に変更が生じたときにリース期間の再検討を行い、借手のリース期間が変更された場合には見直しを行うというような修文を行うことが考えられる。
19. 本会計基準案第 40 項の解約不能期間の見直しについては、実務負担の軽減措置を図るべきと考える。
20. IFRS 第 16 号第 21 項の事前通知期間に通知しないことが延長オプションの行使に当たることについて、実務での理解が不足していると考えられるため、本会計基準案等に例示で記載することをご検討いただきたい。

**質問 15 : 借手のリース期間に含まれない再リース****(コメント 15-8)**

21. 事務局対応案は見積リース期間と実際のリース期間が異なることが強調され過ぎていると感じるため、記載を見直すべきと考える。

**質問 16 : セール・アンド・リースバック****(コメント 16-14)**

22. IFRS 第 16 号との比較可能性の観点から、売却損益の調整額の概算額の開示を求めているかどうかと考える。
23. 売却損益の調整額を概算額で開示する場合、監査上の対応が難しいと考える。セール・アンド・リースバックの注記にリースバックの期間等を追加する対応も考えられる。

**(コメント 16-21)**

24. 自動車リースをはじめとする多くのリース取引が顧客にとって資産管理の委託を意図している中で、リースバックがフルペイアウトを満たす場合に金融取引として扱われることに引き続き違和感がある。

**質問 18 : オペレーティング・リース****(コメント 18-4)**

25. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)の適用範囲からリースは除かれているため、収益認識会計基準との整合性は強調しない方が良く考える。

**質問 19 : サブリース取引****(コメント 19-8)**

26. 本適用指針案第 88 項の会計処理は設備等のサブリースがファイナンス・リースに該当し同項の 3 要件を満たす場合にも適用される旨を結論の背景等に記載していただきたい。

**(コメント 19-10)**

27. ヘッドリースの契約においてサブリースの契約条件があらかじめ定まっている取引を想定している旨の記載を本適用指針案第88項の3要件の前に記載した方が理解しやすいと考える。
28. あらかじめ契約条件が定まっている点について、ヘッドリースを組んだ上でサブリースを事後的に設定する実務が存在していると理解しており、実務で想定している取引に照らして文案を見直す必要があると考える。
29. 事務局対応案の記載について、リースの識別の考え方との整理がなされていないため、リースの識別の判断への影響を懸念している。

以 上